

対象年度	H17	作成部課室	教育庁義務教育課	関係部課室	教育庁高校教育課、環境生活部青少年課
政策番号	3 - 7 - 1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
施策番号	2	施策名	不登校児童生徒等への支援		

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 概ね有効 課題有

【政策評価指標達成状況から】概ね有効
 ・指標名:不登校児童生徒の在籍者比率 達成度:小学校...A, 中学校...C
 ・平成16年度不登校児童生徒数は、前年度と同数(小学校397人, 中学校2,015人)であるが、在籍者総数の減少により、出現率が小・中学校ともに増加した(H15年度出現率:小学校0.29%, 中学校2.75%, H16年度出現率:小学校0.30%, 中学校2.82%)。
 ・一人一人の不登校状態は千差万別であり、好転や改善がすぐに出現率という数値には現れてこない。しかし、指導の結果登校できるようになった不登校児童生徒数は毎年増加しており(H15年度:小学校112人, 中学校604人, H16年度:小学校126人, 中学校622人)、取組成果が現れてきている。
 ・不登校児童生徒の出現率は、地域や学校間格差が見られる。学校だけで解決が困難な事例も多いため、学校と家庭、地域社会、関係機関との連携を強化し、長いスパンで施策を展開していく必要がある。

【施策満足度から】概ね有効
 ・昨年度同様、満足度は50である。不登校児童生徒一人一人の成長が、出現率減少という数値にすぐに現れてこないことからくる満足度と考える。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効
 ・平成16年度不登校児童生徒の全国出現率は、小学校が0.32%(本県0.30%), 中学校が2.73%(本県2.82%)であり、本県小学校は全国出現率より低いが、中学校は高い状態にある。また、不登校は学年が進むにつれて増加し、特に中学校1年生において著しく増加する傾向があり、小学校6年生の不登校児童数に対して、中学校1年生の不登校生徒数は約3.3倍になっている(H16年度本県不登校児童生徒数:小6 138人, 中1 459人)。
 ・不登校児童生徒出現率の推移から、その増減傾向には不確定要素があるため、今後も様々な視点から総合的に施策を展開していく。

【総括】
 ・不登校は心の問題であり、多くの要因が複雑に絡み合って生じるケースが多いことに加え、個々の事例に関する共通性が見い出せないため、様々な角度から総合的に事業を展開している。不登校の未然防止と解消という2つの目的達成のため、望ましい人間関係の構築、カウンセラー配置等による相談体制や適応指導教室への支援等、相互関連を図りながら各事業を実施することで、本施策の有効性が発揮されていくものと考え。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	みやぎアドベンチャープログラム事業	6		
2	主	生徒指導総合対策事業	7		
3	主	青少年専門員設置事業(環境生活部青少年課施策)	8		
4	主	学校不適応対策総合推進事業(一部再掲)	9		
5	主	生徒指導総合対策事業(カウンセラー活用事業)	10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切 概ね適切 課題有

【国, 市町村, 民間団体との役割分担】概ね適切
 (国)特に、不登校対策は1市町村で対応できる課題ではなく、国, 県, 市町村が一体となって対応していく必要がある。
 (県)すべての児童がそれぞれ自己実現を図り、社会の構成員として必要な資質, 能力の育成を図るという義務教育制度の趣旨からして、不登校はどの児童生徒にも起こりうることであり、総合的に事業展開していく。特に必要な市町村に対して県の具体的な指導が必要である。
 (市町村)各学校における不登校児童生徒に対する積極的な具体策が必要であり、県もこれに関与していく。
 (民間団体)いわゆるひきこもり児童生徒への自立を促すかかわりや学校復帰に向けた関与が必要であり、これまで以上に学校との連携を図る必要がある。

【施策目的を踏まえた事業か】適切
 ・不登校児童生徒の不登校状況の解消及び未然防止に関しては、個々の事業の関連を図った長期的な取組が求められており、年間スパンでの効率性の評価は困難であるが、心の悩みを抱えた児童生徒や保護者に対していつでも支援できる態勢が整備されてきており、不登校児童生徒の学校復帰率が毎年増加してきていることから、概ね効果的に事業が実施されたと判断できる。

【事業間で重複や矛盾がないか】概ね適切
 ・相談体制整備や不登校児童生徒支援に加え、思いやりの気持ちなどをはぐむ心の教育の充実が必要であるため、個別事業と道徳教育など、総合的に「子どもの心すこやかに育成事業」を展開し、事業間相互の関連を図りながら不登校対策を進めて行く。

【社会経済情勢に適応した事業か】適切
 ・小・中・高校生が不登校、ひきこもり、中途退学などに陥らないようにその防止策を図ったり、そのような子どもたちの立ち直りや保護者を支える環境づくりを進める上で、不登校児童生徒への支援等に係る事業は、社会経済情勢に適応した事業である。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性)概ね適切
 ・施策重視度80に対して施策満足度は50となっており、乖離が30であることから、今後とも、県教委及び各学校の取組を地域や県民に各事業の施策内容や趣旨等を周知するとともに協力が得られるよう努めていく。

【総括】
 ・本施策の県関与の適切性、事業設定の妥当性は概ね適切と考える。不登校は、その要因や背景が多様であり、またその背後には、学校に対する保護者や児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の影響力が少なからず存在しており、今後とも、学校、家庭、地域社会、関係機関とのネットワーク整備や、連携して取り組む方策について検討していきたい。

施策番号	2	施策名	不登校児童生徒等への支援
------	---	-----	--------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【施策満足度から】概ね有効
 ・満足度は50であり、昨年度実績と変わらない。
 【政策評価指標達成状況から】概ね有効
 不登校児童生徒の在籍者比率（出現率）の達成度は、小学校がA、中学校がCである。児童生徒一人一人の不登校状態が千差万別であることから、今後の推移を注視していく必要がある。
 【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効
 ・不登校児童生徒の全国出現率は、小学校が0.32(本県0.30)、中学校が2.73(本県2.82)であり、本県の小学校不登校児童出現率は全国より低い
 が、中学校は高い状態にある。
 ・本県における不登校児童生徒に対して、指導の結果登校できるようになった人数が毎年増加しており(H15年度:小学校112人、中学校604人、H16
 年度:小学校126人、中学校622人)、取組の成果が現れてきている。
 【業績指標推移から】概ね有効
 ・高等学校及び中学校のカウンセラー配置活用(H17年度:高等学校全校配置84校、中学校配置121校)が進み、不登校児童生徒を対象にした集団
 宿泊適応宿泊参加人数も増加し(H15:11人、H16:18人、H17:20人)、年内学校復帰率も増加していることから、業績指標や効率性指標も概ね有効で
 ある。
 【成果指標推移から】概ね有効
 ・成果指標のうち、相談体制は有効であり、相談件数が増加し、再登校や学校復帰者等の効果がうかがえる。

【総括】
 ・不登校に関しては、学校だけで解決が困難な事例もあり、学校と家庭、地域社会、関係機関との連携を強化していくことが重要である。いわゆるひきこもり児童生徒に対する積極的対策を各学校が核となって展開していくことが出現率の減少につながってくるため、児童生徒への早期対応、相談体制の充実をはじめ、児童生徒間及び教師と児童との日頃の人間関係作りをこれまで以上に強化していく必要がある。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

【施策満足度 業績指標・成果指標】概ね効率的
 ・満足度は昨年度実績同様の50で変わらない。業績指標及び成果指標はおおむね効率的であるととらえており、施策満足度の増加を意識した県民への啓発が必要である。
 【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】概ね効率的
 ・不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)の達成度は、小学校A、中学校Cである。成果指標から、再登校や学校復帰児童生徒が増加していることから、概ね効率的であると考えらる。
 【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的
 ・不登校児童生徒の全国出現率は、小学校が0.32(本県0.30)、中学校が2.73(本県2.82)である。児童生徒一人一人の不登校状態が千差万別であることから、今後の推移を注視していく必要がある。
 【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的
 ・事業費全般が削減されるなかで、カウンセラー活用事業は今後も拡大方向にあり、業績指標も高くなることが予想される。その他の業績指標についても、今後充実に向けた事業展開をしていく。

【総括】
 ・政策評価指標等の成果は、施策の目指す方向に向かっており、事業全体の業績指標もおおむね適切である。事業群もおおむね効率的であると判定できる。ただし、施策満足度アップのための啓発活動が必要である。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

・事業群の有効性及び効率性から見て、満足度、重視度、業績指標の推移等から概ね適切な事業展開と言える。今後は、満足度アップの視点から、保護者をはじめ、広く県民に向けた啓発活動を行うとともに、広く心の教育も視野に入れた事業を展開していく。

政策整理番号 22

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	教育庁義務教育課	関係部課室	教育庁高校教育課, 環境生活部青少年課
------	-----	-------	----------	-------	---------------------

政策番号	3 - 7 - 1	政策名	
------	-----------	-----	--

施策番号	2	施策名	不登校児童生徒等への支援
------	---	-----	--------------

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果								
事業番号	事業名 【担当課室名】	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応)	H15	H16	H17
						事業費(千円)		
						効率性指標 (3.5E-02は3.5 × 10 ⁻²)		
1	みやぎアドベンチャープログラム 【義務教育課】	4,966	児童生徒・教員	各種講習会をとおして県内指導者の育成を図る	県内指導者数	16 583 2.7E-02	14 1,442 9.7E-03	8 4,966 1.6E-03
1	みやぎアドベンチャープログラム 【高校教育課】	8,397	児童生徒・教員	各種講習会をとおして県内指導者の育成を図る	県内指導者数	6 1,680 3.6E-03	4 9,511 4.2E-04	3 8,397 3.6E-04
2	生徒指導総合対策事業(心の教室相談員配置) 【義務教育課】	6,337	生徒	スクールカウンセラーを配置していない中学校に「心の教室相談員」を配置する	配置中学校数	84 33,912 2.5E-03	58 12,550 4.6E-03	36 6,337 5.7E-03
2	生徒指導総合対策事業(不登校相談センター事業) 【高校教育課】	16,167	生徒	県研修センターにおいて、面接又は電話による教育相談を行う	実施日数	359 16,287 2.2E-02	359 14,929 2.4E-02	359 16,167 2.2E-02
2	生徒指導総合対策事業(在学青少年育成員配置) 【義務教育課】	16,600	児童生徒・保護者・教員	各教育事務所に在学青少年育成員を配置する	配置人数	8 16,697 4.8E-04	8 16,697 4.8E-04	8 16,600 4.8E-04
4	学校不適応対策事業(在宅不登校児童生徒対策事業) 【義務教育課】	2,870	適応指導教室・通所児童生徒	不登校児童生徒及び保護者対象の相談会・懇談会等を開催する	相談会回数	118 3,580 3.3E-02	171 2,870 6.0E-02	132 2,870 4.6E-02
4	学校不適応対策事業(けやきフレンド派遣) 【義務教育課】	473	適応指導教室・通所児童生徒	県内適応指導教室に大学生等のボランティアを派遣する	派遣回数	108 493 2.2E-01	37 493 7.5E-02	110 473 2.3E-01
4	学校不適応対策事業(集団宿泊適応合宿) 【義務教育課】	139	不登校児童生徒	不登校児童生徒を対象とした2泊3日の集団宿泊活動を実施する	参加児童生徒数	11 365 3.0E-02	18 155 1.2E-01	20 139 1.4E-01
5	生徒指導総合対策事業(高等学校スクールカウンセラー活用事業) 【高校教育課】	70,139	生徒・保護者・教員	県立高校に専門カウンセラーを配置する	配置学校数	85 56,939 1.5E-03	86 61,242 1.4E-03	84 70,139 1.2E-03
5	生徒指導総合対策事業(中学校カウンセラー活用事業) 【義務教育課】	152,378	児童生徒・保護者・教員	県内公立中学校にスクールカウンセラーを配置する	配置学校数	68 90,188 7.5E-04	95 117,675 8.1E-04	121 152,378 7.9E-04
5	生徒指導総合対策事業(事務所カウンセラー配置) 【義務教育課】	9,462	児童生徒・保護者・教員	各教育事務所に専門カウンセラーを配置する	配置事務所数	7 9,578 7.3E-04	7 9,500 7.4E-04	7 9,462 7.4E-04
	[]							
	事業費合計	287,928						

事業分析カード(成果)

政策整理番号 22

施策番号	2	施策名	不登校児童生徒等への支援
施策概要	小・中・高校生が不登校、ひきこもり、中途退学などに陥らないようにその防止を図ったり、そのような子どもたちの立ち直りや保護者を支える環境づくりを目指します。		

活動(事業)によりもたらされた成果							
事業の目的(意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (事業の成果。「事業の目的」に対応)	H15		H16		H17	施策実現までの道筋 (施策の実現にどのように結びついたか)
⇒ プログラムアドベンチャーの考え方や手法を取り入れ、人間関係の促進と学校不適応の未然防止を図る。	教育活動へのM A P 導入学校数	小:230 中:123	小:252 中:127	調査中			⇒ ・講習会開催時期の工夫や指導事例集作成等とおして、教育活動全般へのM A P 活用についての普及啓発に取り組む。
⇒ プログラムアドベンチャーの考え方や手法を取り入れ、人間関係の促進と学校不適応の未然防止を図る。	教育活動へのM A P 導入学校数	50	55	調査中			⇒ ・講習会開催時期の工夫や指導事例集作成等とおして、教育活動全般へのM A P 活用についての普及啓発に取り組む。
⇒ 気軽な相談や対話に応じ、生徒の問題行動等の未然防止及び解消にあたる。							⇒ ・地域人材の活用を図り、中学生のストレス解消と問題行動等の未然防止を図る。
⇒ 児童生徒及び保護者等が抱えている諸問題の教育相談に応じ、支援を行う。	相談件数	2,433	2,493	2,411			⇒ ・現在の配置体制を維持し、職務内容を継続することで事業内容の充実を図る。
⇒ 児童生徒の問題行動や不登校等に対応するため、学校と関係機関との連絡調整を行う。	相談件数 人数	1,024 1,344	1,215 2,002	1,006 2,029			⇒ ・現在の配置体制と職務内容を継続することで、生徒指導関連事業のコーディネートを行う。
⇒ 相談会等の開催のほか、ひきこもりがちな家庭を訪問し、学校復帰を支援する。	相談会参加人数	781	647	842			⇒ ・事業の趣旨及び内容等について、各市町村教育委員会への一層の周知に努め、特に市町村における相談会の開催を充実する。
⇒ 年齢の近いボランティアを派遣し、生活や学習面で不登校児童生徒の学校復帰を支援する。	再登校児童生徒数	12	11	12			⇒ ・学生等ボランティアの募集を重点的に行い、派遣に係る旅費を負担するとともに、ボランティアの資質向上のための研修を図る。
⇒ 仲間づくりの楽しさや集団生活の体験をとおして、学校復帰に向けた意欲付けを図る。	学校復帰者数()は参加者に対する復帰者数の比率	6(55)	8(44)	6(30)			⇒ ・適応指導教室や子ども家庭課、国立花山少年自然の家との連携により、内容の充実と参加児童生徒の学校復帰を促進する。
⇒ 生徒・保護者や教職員の相談に応じ、悩み等の解消を図る。	相談件数 人数	8,523 9,927	9,538 11,041	10,165 11,841			⇒ ・県内全ての公立高校に配置されたことにより、各学校におけるいそこの相談体制の充実を図る。
⇒ 生徒・保護者や教職員の相談に応じ、悩み等の解消及びカウンセリング機能の充実を図る。	相談件数 人数	16,777 21,167	21,672 27,285	29,861 37,167			⇒ ・配置校の拡大とスクールカウンセラーに準ずる者の発掘及び適正配置に努める。
⇒ 域内の小・中学校の児童生徒や保護者からの相談に対応し、問題行動等の未然防止を図る。	相談件数 人数	936 1,334	998 1,300	1,031 1,251			⇒ ・現在の配置及び職務内容を継続し、各地域における相談体制の充実を図る。
⇒							

政策評価指標分析カード(整理番号1)

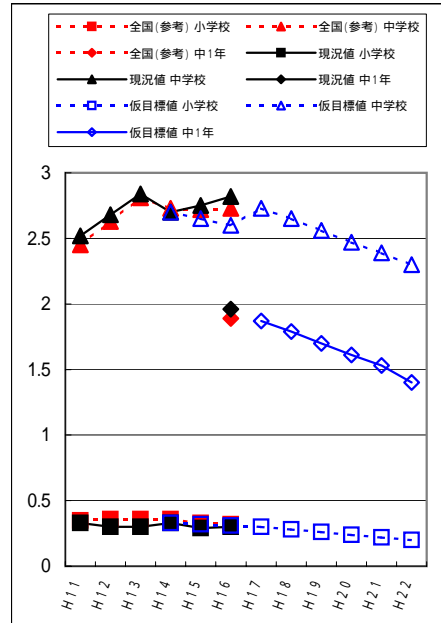
政策整理番号 22

対象年度	H17	作成部課室	教育庁義務教育課	関係部課室	教育庁高校教育課, 環境生活部青少年課
政策番号	3 - 7 - 1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
施策番号	2	施策名	不登校児童生徒等への支援		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
不登校児童生徒の在籍者比率(小・中学校及び中学校1年の出現率)		%						
目標値	難易度	H17	H22					
		-	小学校0.20 中学校2.30 中1年 1.40					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年			H11	H12	H13	H14	H15	H16
現況値 (達成度判定値)	小0.33(H14) 中2.70(H14) 中11.96(H16)		小0.33 中2.52	小0.30 中2.68	小0.30 中2.84	小0.33 中2.70	小0.29 中2.75	小0.30 中2.82 中1年 1.96
仮目標値							小0.32 中2.65	小0.31 中2.60
達成度						...	小A 中C	小A 中C

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・不登校の未然防止や不登校児童生徒に対する支援体制の充実の度合いを示す指標として選定した。不登校児童生徒の在籍者比率を示すことにより、各年度における本県の情勢が判断できる。
 ・不登校児童生徒は、学年が進むにつれて増加し中学校3年で最大になる。特に、中1不登校生徒数は、小6不登校児童数の約3.3倍(本県H16年実績:小6 138人、中1 459人)と激増していることから、中1不登校生徒出現率を抑えることが中学校における不登校未然防止に有効であると考え、目標値を新たに設定するものである。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17
施策重視度(中央値、点)A	80
施策満足度(中央値、点)B	50
かい離 A-B	30
満足度60点以上の回答者割合(%)	35.7

参考:第2~4回の推移	H16	H15	H14
施策重視度 A	80	80	80
施策満足度 B	50	50	50
かい離 A-B	30	30	30
満足度60点以上の回答者割合	37.2	40.7	37.6

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度:小学校...A, 中学校...C
 ・不登校に関しては、学校だけで解決が困難な事例もあり、学校と家庭、地域社会、関係機関との連携を強化していくことが重要である。一人一人の不登校状態が千差万別であることから、不登校児童生徒への早期対応、相談体制の充実をはじめ、児童生徒間及び教師と児童との日頃の人間関係づくりが、達成状況の背景にあると考える。
 ・小学校では全国より出現率が低い状況にあるが、中学校は高くなっている。特に、中1不登校生徒に対する方策を講じていながら、中学校全体の出現率が減少するよう小中学校間の連携を強化していきたい。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標が】
 ・不登校の未然防止や不登校児童生徒に対する支援体制の充実の度合いを示す指標として選定しており、不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)及び中1年不登校生徒在籍者比率(出現率)により、本県の不登校児童生徒の状況等が判断できる有効な指数である。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 22

対象年度	H17	作成部課室	教育庁義務教育課	関係部課室	教育庁高校教育課、環境生活部青少年課
政策番号	3 - 7 - 1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
施策番号	2	施策名	不登校児童生徒等への支援		

C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

【政策評価】施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・本施策の県民満足度は50(やや不満)である。不登校児童生徒の出現率は、小学校においては0.3%台で、全国不登校児童生徒出現率より低い。中学校においては、2.8%台で微増している。満足度が低いこと、出現率が下がらないこと、不登校等は特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの児童生徒にも起こりうることを考えると、今後とも未然防止のための事業に積極的に取り組むことが求められている。
 【施策評価】事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・不登校の状況が継続することは、本人の進路や社会的な自立のために望ましいことではない。事業の設定に当たっては、不登校状態の解消に向けた取組についても充実させていく必要がある。事業群の有効性, 効率性を今後高めていくためには、中学校スクールカウンセラー全校配置実現を含め総合的に事業を展開し、市町村教育委員会の不登校対策事業を支援していく必要がある。

C - 2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	----	----	----

【方向性の理由】
 ・不登校の未然防止及び早期解消のためには、悩みを抱えた児童生徒及び保護者への広範な相談体制の整備や、不登校児童生徒への学校復帰に向けた支援のほか、児童生徒一人一人が互いに認め合い、尊重し合いながら生活する環境づくりが求められている。そのためには、従来の相談体制整備や不登校児童生徒支援に加え、思いやりの気持ちなどをはぐむ心の教育が不可欠である。
 【次年度の方向性】
 ・平成19年度においても、道徳教育の充実など心の教育を図る「子どもの心すこやか育成事業」として展開し、相互の関連を図りながら総合的に不登校対策を進めていく。さらに、中1不登校出現率減少を目指すために、小中学校間連携はもちろん、学校・家庭・地域・関係機関等との一層の連携を深め、未然防止の観点から生徒指導総合対策事業を拡大し、不登校児童生徒の再登校への支援を進めていく。

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	みやぎアドベンチャープログラム	13,363	維持	・県内すべての学校にMAPを教育活動に導入できる教員が1人以上いるが、今後、研修体系の見直しにより指導者の増加を目指すとともに、事例研究会等とおして指導事例集を活用した教科指導への導入を図る。また、今後、研修体系の見直しをしていく。
2	主	生徒指導総合対策事業	39,104	維持	・不登校未然防止のためにも、児童生徒や保護者の相談に応じる態勢として、様々な選択肢を提供するため、現在の事業を充実する。在学青少年指導員及び専門カウンセラーの配置、小中学校への心の教室相談員・子どもと親の相談員等の配置は「子どもの心すこやか育成事業」として実施する。
3	主	学校不適応対策総合推進事業	3,482	維持	・不登校児童生徒等の立ち直りを支援し、学校復帰を促すための地域ネットワークの構築や、家庭訪問支援、適応指導教室での個別支援等を継続する。 ・在宅不登校児童生徒対策事業、適応指導教室支援は「子どもの心すこやか育成事業」として実施していく。
4	主	生徒指導総合対策事業(カウンセラー活用事業)	231,979	拡充	・臨床心理士等を中学校に配置し、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動の解決に効果をあげている。H18年度配置は県内134校(配置率83.8%)に配置を拡大しており(H17年度配置校121校:配置率75%)、今後も配置拡充の方向で、「子どもの心すこやか育成事業」として実施していく。
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
		合計	287,928		